

(別紙1)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 新旧対照表

新		旧	
	障発第1031001号 平成18年10月31日		障発第1031001号 平成18年10月31日
一部改正	障発第0402003号 平成19年4月2日	一部改正	障発第0402003号 平成19年4月2日
一部改正	障発第0331021号 平成20年3月31日	一部改正	障発第0331021号 平成20年3月31日
一部改正	障発第0331041号 平成21年3月31日	一部改正	障発第0331041号 平成21年3月31日
一部改正	障発1007第3号 平成21年10月7日	一部改正	障発1007第3号 平成21年10月7日
一部改正	障発0928第1号 平成23年9月28日	一部改正	障発0928第1号 平成23年9月28日
一部改正	障発0330第5号 平成24年3月30日	一部改正	障発0330第5号 平成24年3月30日
一部改正	障発0329第16号 平成25年3月29日	一部改正	障発0329第16号 平成25年3月29日
一部改正	障発0331第51号 平成26年3月31日	一部改正	障発0331第51号 平成26年3月31日
一部改正	障発1001第1号 平成26年10月1日	一部改正	障発1001第1号 平成26年10月1日
一部改正	障発0331第21号 平成27年3月31日	一部改正	障発0331第21号 平成27年3月31日
一部改正	障発0330第11号 平成28年3月30日	最終改正	障発0330第11号 平成28年3月30日
最終改正	障発0330第8号 平成29年3月30日		

新	旧
<p data-bbox="190 271 474 303">各 都道府県知事 殿</p> <p data-bbox="571 375 1108 406">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p data-bbox="219 446 1086 582">障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について</p> <p data-bbox="161 622 1108 933">障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号。平成 25 年 4 月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準）については、本年 9 月 29 日に公布され、10 月 1 日（精神障害者退院支援施設加算に係る部分については、平成 19 年 4 月 1 日）から施行されたところですが、この実施に伴う留意事項は下記のとおり<u>です</u>ので、その取扱いに遺憾のないよう関係者に対し、周知徹底をお願いします。</p> <p data-bbox="161 933 1108 1109">なお、平成 18 年 4 月 3 日付け障発第 0403003 号当職通知「指定障害福祉サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項について」及び平成 18 年 4 月 3 日付け障発第 0403004 号当職通知「指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項について」は平成 18 年 9 月 30 日限り廃止します。</p> <p data-bbox="616 1141 660 1173">記</p> <p data-bbox="161 1212 324 1244">第一 （略）</p> <p data-bbox="161 1244 1108 1380">第二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号。以下「報酬告示」という。）に関する事項</p>	<p data-bbox="1153 271 1444 303">各 都道府県知事 殿</p> <p data-bbox="1534 375 2072 406">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p> <p data-bbox="1187 446 2049 582">障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について</p> <p data-bbox="1131 622 2072 933">障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号。平成 25 年 4 月から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準）については、本年 9 月 29 日に公布され、10 月 1 日（精神障害者退院支援施設加算に係る部分については、平成 19 年 4 月 1 日）から施行されたところであるが、この実施に伴う留意事項は下記のとおり<u>である</u>ので、その取扱いに遺憾のないよう関係者に対し、周知徹底を<u>図</u>られたい。</p> <p data-bbox="1131 933 2072 1109">なお、平成 18 年 4 月 3 日付け障発第 0403003 号当職通知「指定障害福祉サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項について」及び平成 18 年 4 月 3 日付け障発第 0403004 号当職通知「指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う留意事項について」は平成 18 年 9 月 30 日限り廃止する。</p> <p data-bbox="1579 1141 1624 1173">記</p> <p data-bbox="1131 1212 1288 1244">第一 （略）</p> <p data-bbox="1131 1244 2072 1380">第二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号。以下「報酬告示」という。）に関する事項</p>

新	旧
<p>1. (略)</p> <p>2. 介護給付費</p> <p>(1) 居宅介護サービス費</p> <p>①～⑱ (略)</p> <p>⑲ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱いについて</p> <p>福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の内容については、別途通知（「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（平成 29 年 3 月 28 日付け障障発 0328 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知））を参照すること。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(7) 短期入所サービス費</p> <p>①～⑬ (略)</p> <p>⑭ 特別重度支援加算の取扱い</p> <p>(一) 報酬告示第 7 の 11 のイの特別重度支援加算 (I) については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>ア 規定の状態が 6 ヶ月以上継続する場合であることを原則とするが、新生児集中治療室を退室した児であって当該治療室での状態が引き続き継続する児については、当該状態が 1 か月以上継続する場合とする。ただし、新生児集中治療室を退室した後の症状増悪、又は新たな疾患の発生についてはその後の状態が 6 か月以上継続する場合とすること。</p> <p>イ 判定スコアの(1)については、毎日行う機械的気道加圧を要するカマシ・NIPPV・CPAP などは、レスピレーター管理に含むものとする。</p> <p>ウ 判定スコアの(8)及び(9)については、経口摂取、経管、腸ろう・腸管栄養のいずれかを選択すること。</p> <p>エ 判定スコアの(14)については、人工膀胱を含むこと。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 施設入所支援サービス費</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 重度障害者支援加算の取扱い</p>	<p>1. (略)</p> <p>2. 介護給付費</p> <p>(1) 居宅介護サービス費</p> <p>①～⑱ (略)</p> <p>⑲ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱いについて</p> <p>福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の内容については、別途通知（「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（平成 24 年 3 月 30 日付け障障発 0330 第 5 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知））を参照すること。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(7) 短期入所サービス費</p> <p>①～⑬ (略)</p> <p>⑭ 特別重度支援加算の取扱い</p> <p>(一) 報酬告示第 7 の 11 のイの特別重度支援加算 (I) については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>ア 規定の状態が 6 ヶ月以上継続する場合であることを原則とするが、新生児集中治療室を退室した児であって当該治療室での状態が引き続き継続する児については、当該状態が 1 か月以上継続する場合とする。ただし、新生児集中治療室を退室した後の症状増悪、又は新たな疾患の発生についてはその後の状態が 6 か月以上継続する場合とすること。</p> <p>イ 判定スコアの(1)については、毎日行う機械的気道加圧を要するカマシ・NIPPV・CPAP などは、レスピレーター管理に含むものとする。</p> <p>ウ 判定スコアの(8)及び(9)については、経口摂取、経管、腸ろう・腸管栄養のいずれかを選択すること。</p> <p>エ 判定スコアの(12)については、人工膀胱を含むこと。</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) 施設入所支援サービス費</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 重度障害者支援加算の取扱い</p>

新	旧
<p>(一) (略)</p> <p>(二) 報酬告示第9の3の口の重度障害者支援加算(Ⅱ)については、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者又は行動援護従業者養成研修修了者(以下「実践研修修了者」という。)により支援計画シート等の作成を行う体制を整えている旨届出をしており、かつ支援計画シート等を作成している場合に体制の評価として加算を算定する。ただし強度行動障害を有する者が入所していない場合は算定しない。</p> <p>さらに、利用者に対する支援が1日を通じて適切に確保されるよう、指定障害者支援施設基準に規定する人員と生活介護の人員配置体制加算により配置される人員に加えて、基礎研修修了者を配置するとともに、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者が、強度行動障害を有する者に対して夜間に個別の支援を行った場合に、当該利用者について個別の評価として加算を行う。</p> <p>体制の評価については、サービス管理責任者等の指定基準上配置すべき従業者が実践研修を修了し、支援計画シート等の作成を行う場合も対象とする。なお、平成27年3月31において重度障害者支援加算(Ⅱ)を算定していた事業所については、経過措置として平成30年3月31日までの間は、実践研修修了者が配置されていない場合であっても、今後の研修受講計画を作成している場合については加算の対象とする。ただし、経過措置期間中であっても、実践研修修了者を配置している場合については、支援計画シート等を作成するよう努めること。</p> <p>個別の支援の評価については、基礎研修修了者1人の配置につき利用者5人まで算定できることとし、適切な支援を行うため、施設入所支援の従事者として4時間程度は従事する必要があることに留意すること。なお、従来の重度障害者支援加算(Ⅱ)を算定していた事業所については、経過措置として平成30年3月31日までの間は、基礎研修修了者が配置されていない場合であっても、今後の研修受講計画を作成している場合については研修受講予定者による支援についても加算対象とする。</p> <p>なお、報酬告示第9の3の注3中「厚生労働大臣が定める施設基準」(1)の「別に厚生労働大臣が定める基準を満たして</p>	<p>(一) (略)</p> <p>(二) 報酬告示第9の3の口の重度障害者支援加算(Ⅱ)については、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者又は行動援護従業者養成研修修了者(以下「実践研修修了者」という。)により支援計画シート等の作成を行う体制を整えている旨届出をしており、かつ支援計画シート等を作成している場合に体制の評価として加算を算定する。ただし強度行動障害を有する者が入所していない場合は算定しない。</p> <p>さらに、利用者に対する支援が1日を通じて適切に確保されるよう、指定障害者支援施設基準に規定する人員と生活介護の人員配置体制加算により配置される人員に加えて、基礎研修修了者を配置するとともに、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者が、強度行動障害を有する者に対して夜間に個別の支援を行った場合に、当該利用者について個別の評価として加算を行う。</p> <p>体制の評価については、サービス管理責任者等の指定基準上配置すべき従業者が実践研修を修了し、支援計画シート等の作成を行う場合も対象とする。なお、平成27年3月31において重度障害者支援加算(Ⅱ)を算定していた事業所については、経過措置として平成30年3月31日までの間は、実践研修修了者が配置されていない場合であっても、今後の研修受講計画を作成している場合については加算の対象とする。ただし、経過措置期間中であっても、実践研修修了者を配置している場合については、支援計画シート等を作成するよう努めること。</p> <p>個別の支援の評価については、基礎研修修了者1人の配置につき利用者5人まで算定できることとし、適切な支援を行うため、施設入所支援の従事者として4時間程度は従事する必要があることに留意すること。なお、従来の重度障害者支援加算(Ⅱ)を算定していた事業所については、経過措置として平成30年3月31日までの間は、基礎研修修了者が配置されていない場合であっても、今後の研修受講計画を作成している場合については研修受講予定者による支援についても加算対象とする。</p> <p>なお、報酬告示第9の3の注3中「別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者」とは、第543号告示第25号の規</p>

新	旧
<p>いる利用者」とは、第 543 号告示第 25 号の規定により準用する第 4 号の規定により、認定調査票等における行動関連項目の点数の合計が 10 点以上に該当する者をいうものである。</p> <p>3. 訓練等給付費</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 就労継続支援 B 型サービス費</p> <p>① 就労継続支援 B 型の対象者について 就労継続支援 B 型については、次の (一) から (三) までのいずれかに該当する者が対象となるものであること。</p> <p>(一) 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者</p> <p>(二) 50 歳に達している者又は障害基礎年金 1 級受給者</p> <p>(三) (一) 及び (二) のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者</p> <p>(6) (略)</p> <p>第三・第四 (略)</p>	<p>定により準用する第 4 号の規定により、認定調査票等における行動関連項目の点数の合計が 10 点以上に該当する者をいうものである。</p> <p>3. 訓練等給付費</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 就労継続支援 B 型サービス費</p> <p>① 就労継続支援 B 型の対象者について 就労継続支援 B 型については、次の (一) から (四) までのいずれかに該当する者が対象となるものであること。</p> <p>(一) 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者</p> <p>(二) 50 歳に達している者又は障害基礎年金 1 級受給者</p> <p>(三) (一) 及び (二) のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者</p> <p>(6) (略)</p> <p>第三・第四 (略)</p>